

テイ・エス テック人権方針

テイ・エス テックグループ（テイ・エス テック株式会社および国内外子会社、関係会社）は、企業理念に「人材重視」「喜ばれる企業」を掲げており、「人こそ企業の決め手」と考え、社会と融合してステークホルダーの皆さまから「喜ばれる企業」となることを使命として事業活動を行っています。

この理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針の中で、“企業理念の実践を通じて社会課題解決に貢献”を標榜しており、2021年に特定したマテリアリティにおいても「全てのステークホルダーの人権を尊重し、社員一人ひとりが多様性を活かした働きがいのある職場の実現」を目指すべき姿として位置づけています。

当グループは全ての事業活動が人権尊重を前提に成り立っていることを認識し、ビジネスに関わる全ての人の人権を尊重するために、テイ・エス テック人権方針（以下、本方針）を定め、これを指針として人権尊重の取り組みを推進していきます。

本方針は、人権における最上位方針として位置付けます。

本方針の実践を通じて、ステークホルダーの皆さまと協働することにより、社会から存在を期待され「喜ばれる企業」であり続けるために、持続可能な事業活動に取り組んでいきます。

1. 人権尊重に対するコミットメント

当グループは、製品の開発から調達・生産・物流・販売に至る事業活動が、潜在的な人権への影響を及ぼす可能性があることを理解し、影響を受ける方々の視点にも立って人権の重要性を認識しています。

私たちは、「世界人権宣言」を含む「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO（国際労働機関）宣言」の中核的労働基準に表明されている人権を尊重します。

また、私たちは誰一人取り残さない社会を目指し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持することで、事業活動においてその実践に向けて取り組みます。

なお、私たちは、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守し、国際的に認められた人権と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合は、可能な限り、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

当グループは、本方針を全ての役員および社員（パートタイマー・契約社員・派遣社員等を含む）に適用します。また、全てのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. ガバナンス

当グループは、人権尊重を経営の重要課題の一つとしており、本方針の策定および実践について、責任を持つ役員を明確にし、常に適正な社内体制を整備しながら、必要な事業方針および手続きに反映します。

4. 人権デューデリジェンスの実施

当グループは、人権に対する影響評価を実施し、事業活動に関わる人権に対する負の影響を特定します。また、その影響を防止または軽減する人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に運用します。

5. 救済と是正

当グループは、事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて是正・救済に取り組みます。また、負の影響を受ける可能性のある関係者が利用可能な相談窓口を整備します。

6. ステークホルダーとの対話や協議

当グループは、人権尊重の取り組みにおける質の向上と改善に向けて、社内外からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

7. 教育

当グループは、本方針の理解促進および実践に向けて、適切な教育・啓発活動を行います。

8. 情報開示

当グループは、人権尊重の取り組みについて、ホームページ等を通じて適宜情報を開示します。

※本方針は、2023年6月取締役会において承認されています。

制定：2023年6月28日
テイ・エス テック株式会社
代表取締役 社長

鳥羽 英二

(人権方針 付属書) 事業に関わる人権課題

テイ・エス テックグループは、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重するため、以下の項目をはじめとする人権課題に積極的に取り組んでいきます。また、この付属書に示された人権課題は、法令などを含む社会の要請、事業環境の変化に基づき、適宜見直しを実施します。

(1) 差別・ハラスメントの撤廃、多様性の尊重・受容

当グループは、全ての人々が生まれながらにして自由であり平等であるという原則に基づき、ダイバーシティ&インクルージョンを尊重し、人種、民族、出身地、国籍、宗教、性別、性自認および性的指向、年齢、障がいの有無などを理由とした差別を禁止します。また、あらゆる形態のハラスメントを認めません。

(2) 強制労働の禁止

当グループは、強制労働を認めません。また、債務労働や人身取引を含む、いかなる形態の現代奴隷を認めません。

(3) 児童労働の禁止

当グループは、児童労働を認めず、法令（国内法に限らず条約等の国際法を含む）に定められた最低就業年齢を守ります。

(4) 結社の自由ならびに団体交渉権を尊重

当グループは、事業を行う各国・地域の法令や慣行に従い、結社の自由や団体交渉など、従業員の権利を尊重します。

(5) 労働安全衛生の遵守

当グループは、適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を提供します。

(6) 適切な賃金と労働時間の遵守

当グループは、最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付などに関する各国・地域の法令を遵守します。また、従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与、その他について各国・地域の法令を遵守します。

(7) 地域住民・先住民の権利尊重

当グループは、事業活動を行う地域における住民および先住民族が土地・森林・水・その他資源を所有・利用・管理する権利を尊重します。